

第4次府中市農業振興計画（草案）

第1章 農業振興計画の概要

○資料5「農業振興計画の概要」に対応する章です。

○構成は以下のとおりです。

- 1 計画の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画策定体制

第2章 府中農業の現状と課題

○資料8「府中農業の現状と課題」に対応する章です。

○資料8では、項目の立て方を「第1 府中農業の現状」、「第2 府中農業の課題」と分けていましたが、これを組み替えて統合します。また、第2回協議会におけるご意見を受けて所要の修正を行います。

○構成は以下のとおりです。

- 1 農地
 - (1) 現状
 - (2) 課題 } ※以下同様の構成
- 2 農家と農業従事者
- 3 農業経営
- 4 市民の農業への理解とふれあい農業の推進
- 5 農業を取り巻く税制度・農地制度

2 農業振興施策の基本方針

府中農業の抱える様々な課題への対応と将来像「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の実現を図るため、次の4つの基本方針を定めて農業振興施策を展開します。

1 農地保全と多面的機能の発揮

農地保全に関する制度改善の国等への要望活動や農業者への意識啓発・情報提供など関係各所への働きかけを行うとともに、各種の補助制度や相談対応等を通じて農業者の農地保全に資する取組を支援します。また、農産物の供給にとどまらず市民の良好な生活環境に寄与する緑豊かな農地について、その多面的機能の発揮に係る支援やPR等により地域との共存を図りながら農地を保全する取組を進めます。

2 多様な担い手の確保・育成

農業後継者や認定農業者の確保・育成をはじめ、意欲をもって農業経営に取り組む農業者・農業者団体や小規模ながらも農業経営を継続する農業者への支援、女性農業者の経営への参画の推進や援農ボランティアの活用など、様々な主体に対する取組を通じて多様な農業の担い手の確保・育成を図ります。

3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進

多くの農業者にとって重要な販路となっている直売所の運営・支援を通じた販路の確保や、新たな栽培手法の導入、観光農園化、特産化、6次産業化等による収益性の高い農業経営を目指す取組への支援、市内を販路とした地産地消型の農業経営の推進などの取組を通じて、魅力ある農業の維持・発展と地産地消の推進を図ります。

4 ふれあい農業の推進

より多くの市民の農地・農業への興味・関心を引き出し、理解を深めるため、農業者や農業関係団体との協働により、農業まつりや農業品評会、各種の農業体験講座を実施し、市民に農業とふれあう機会を提供します。また、農業者の運営する体験型農園や援農ボランティア制度、農業公園・市民農園など様々な資源を活用し、市民と農業とのふれあいを促進する施策を総合的に進めるとともに、次代を担う子どもたちが、農業とふれあう体験を通じて健やかに成長することができるよう、農地・農業を活用した施策の展開を図ります。

第3次計画との比較

第3次計画
農業振興の基本方針
1 農地を残す
2 担い手の育成・確保
3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進
4 ふれあい農業の推進



第4次計画
農業振興施策の基本方針
1 農地保全と多面的機能の発揮
2 多様な担い手の確保・育成
3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進
4 ふれあい農業の推進

3 農業振興施策の体系

〈府中農業の将来像〉



1 農地保全と多面的機能の発揮

- (1) 生産緑地制度の活用
- (2) 制度の改善に係る国等への要望
- (3) 低利用農地の活用
- (4) 相続対策の支援
- (5) 農業用水の保全
- (6) 農地の多面的機能の活用とPR
- (7) 地域と共存した農業の推進

2 多様な担い手の確保・育成

- (1) 農業後継者の確保・育成
- (2) 認定農業者の認定
- (3) すそ野の広い担い手への支援
- (4) 女性農業者の参画の推進
- (5) 援農ボランティアの活用
- (6) 生産技術の向上・生産意欲の高揚への支援

3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進

- (1) 経営規模に合った販路の確保
- (2) 収益性の高い農業経営の支援
- (3) 地産地消型の農業経営の推進
- (4) 学校給食への出荷の促進
- (5) 府中農業の積極的なPR活動の展開

4 ふれあい農業の推進

- (1) 市民と農業とのふれあい活動の実施
- (2) 農業体験を通じた食育の推進
- (3) 体験型農園への支援
- (4) 援農ボランティア活動の推進
- (5) 農業公園及び市民農園の運営

第4章 農業振興施策の展開

1 農地保全と多面的機能の発揮

(1) 生産緑地制度の活用

農地の保全にあたり生産緑地（特定生産緑地を含む。以下同様。）制度の活用が非常に有用であることから、農業者への制度のPRや庁内関係部署の連携による相談支援により、生産緑地制度を活用した農地の保全を推進します。また、農業委員会による農地パトロール及び指導により生産緑地の肥培管理の徹底を図ります。

(2) 制度の改善に係る国等への要望

地価の高い都市地域でも農地が残り農業が継続できるように、相続税納税猶予制度や生産緑地制度の更なる要件緩和など、税制度・都市計画制度の見直しについて、都市農地保全推進自治体協議会や東京都農業会議等の関係機関を通じて国等へ積極的に要望します。

(3) 低利用農地の活用

農業従事者の高齢化等の理由により低利用となった農地の有効活用と遊休農地化の防止を図るため、市民農園としての活用や経営規模の拡大を目指す農業者への貸借等について、農業委員会その他関係機関との連携により相談支援を行います。

(4) 相続対策の支援

相続の発生が農地の減少の大きな契機となっていることから、相続の発生前・発生後の農家への支援として、農業委員会その他関係機関との連携により相談支援を行うほか、機会を捉えて相続問題に関連する勉強会・講演会を開催し、相続が発生しても可能な限り農地が残るよう意識啓発を図ります。

(5) 農業用水の保全

農業用水は稲作や果樹栽培における重要な生産基盤の一つであることから、用水組合の行う農業用水の稼働を支援するとともに、市の管理施設である西府用水取水施設や用排水路について適切に維持管理し、農業用水の保全を図ります。また、多面的機能を有する農業用水を貴重な地域資源と捉え、市民参加型で清掃等の維持管理活動を行う取組を支援します。

(6) 農地の多面的機能の活用とPR

農産物の供給にとどまらず、防災面、環境面、教育面など市民の良好な生活環境に寄与する緑豊かな農地について、その多面的な機能を生かした農地の保全を進めるため、防災兼用農業用井戸の設置など農業者の行う多面的機能の発揮に資する施設整備を支援するとともに、こうした都市に「あるべきもの」としての農地の効用について、農業まつりや農業体験講座など様々な機会や媒体を通じて市民にPRします。

(7) 地域と共存した農業の推進

農地周辺の宅地化が進む中で、農薬や砂じんの飛散防止など農業者の行う周辺の住環境への配慮に資する施設整備を支援するとともに、有機堆肥・緑肥の使用促進等により低農薬・減化学肥料による環境にやさしい循環型農業を支援します。また、アライグマやハクビシン等の農作物の加害獣の駆除により地域の環境力の向上を図るなど、地域と共存した農業を推進します。

《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業団体	○農地の適切な肥培管理 ○生産緑地指定の積極的な検討 ○農地・農業に係る将来の相続対策に関する検討 ○農地・農業の多面的機能の発揮や都市と共存した農業の実践 ○団体の共同作業に参加するなどの農地周辺の環境保全活動
J A マインズ	○農業者の肥培管理に関する相談助言 ○市や関係機関との連携などによる生産緑地や相続税制の勉強会の実施 ○農作物加害獣対策の推進 ○農地の災害時の利用などの多面的機能の効用に係る農業者へのPR
東京都・農業関係機関	○生産緑地、相続税及び土地計画の制度改正等に係る国への要望活動【東京都及び東京都農業会議】 ○都市農地の保全に寄与する事業に対する補助【東京都】 ○農業用水の維持に係る市及び用水組合へ指導助言【東京都土地改良事業団体連合会】 ○農地・農業の多面的機能に係る市民へのPR【東京都及び東京都農業会議】
市民・市民団体	○用水路の清掃等の共同作業への参加 ○農地・農業の多面的機能の効用を含め農業者が守り育ててきた都市農地・農業への理解

2 多様な担い手の確保・育成

(1) 農業後継者の確保・育成

農業後継者の確保・育成等を設置目的とする農業後継者連絡協議会の事業活動を支援します。また、栽培技術の研修や農地の確保に関し支援が必要な新規就農希望者に対し適切な支援に繋げる相談支援を行います。

(2) 認定農業者の確保・育成

地域の農業の中心的な担い手として期待される認定農業者の認定を行うとともに、関係機関との連携により農業経営改善計画の作成支援や計画達成のための相談支援を行います。また、認定の要件を緩和し市独自の制度として新たに設けた准認定農業者制度について、制度のPRにより認知度の向上と活用の促進を図ります。

(3) すそ野の広い担い手への支援

認定農業者や東京都のエコ農産物認証を受けた農業者、各種の農業生産団体など、意欲をもって農業経営に取り組む農業者や農業者団体の経営改善に重点化した支援を行うとともに、小規模ながらも農業経営を継続する農業者の省力化や収益向上等の経営改善や多面的機能を一層発揮させる取組を支援するなど、すそ野の広い支援を通じて担い手の確保・育成を図ります。

(4) 女性農業者の参画の推進

女性が共同経営者として農業経営に積極的に参画し活躍できるよう、家庭内の役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者の申請を推進します。また、地域の農地・農業の抱える様々な問題について多様な視点から改善が図られるよう、農業委員の登用に係る女性の応募・推薦について関係機関等に働きかけます。

(5) 援農ボランティアの活用

農作業をボランティアで手伝いたい市民等を募り受入希望の農業者に紹介する援農ボランティア制度を実施します。ボランティアの募集に当たっては広報紙やホームページで周知するほか、援農ボランティアの育成も視野に実施する各種の農業体験講座の参加者に制度をPRし参加促進を図ります。また、関係機関との連携等による新たな援農ボランティア育成の方法について研究・検討します。

(6) 生産技術の向上・生産意欲の高揚への支援

関係機関の開催する生産技術の向上等に係る講習会や勉強会を認定農業者等に周知するとともに、生産技術の発表の場として農業品評会を開催し、農業者の

生産技術の向上を支援します。また、農業まつりの開催や農業品評会における農産物の一般観覧、共同直売所の運営や直売所マップの配付など、府中農業の魅力のPRを通じて農業者の生産意欲の高揚を図ります。

《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○農業後継者の農業後継者団体等の活動への積極的な参加による技術向上や経営改善の情報交換活動 ○家族内の役割分担に基づく、農業に従事する家族全員での積極的な農業経営への参画 ○農業経営の改善の検討・実施及び認定農業者の申請の検討 ○農業者団体による特産化事業及び出荷改善事業への取組や商業団体及び観光団体との連携等による経営改善 ○女性農業者の農業経営への参画と加工品や特産品づくりなど女性の視点を取り入れた農業経営 ○援農ボランティアの受入れ・育成 ○生産技術の発表の場である農業品評会への積極的な参加 ○農業者団体による生産技術向上のための講習会等の取組
JAマインズ	<ul style="list-style-type: none"> ○営農相談会の実施及び農業者の経営・生産技術に関する相談支援 ○市との連携による認定農業者への営農支援 ○女性農業者の活動への積極的な支援 ○労力不足の農業者に対するオペレータ制度活用の促進 ○市との共催による農業品評会の開催 ○農業出荷団体の活動・運営の支援
東京都・農業関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者のための技術向上の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・東京農業アカデミー事業【東京都】 ・フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー【東京都及びJA東京中央会】 ○市との連携による認定農業者への営農支援【東京都・東京都農業会議】 ○農業経営力の強化に係る補助【東京都】 ○農業品評会への審査協力【東京都その他関係機関】 ○普及員による日常的な栽培技術の指導・助言【東京都】 ○農地・農業の多面的機能に係る市民へのPR【東京都及び東京都農業会議】
市民・市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ○援農ボランティアへの積極的な参加 ○府中農業の持つ魅力への理解とその周囲への共有

3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進

(1) 経営規模に合った販路の確保

少量からでも出荷可能な個人直売所や共同直売所は、多くの農業者にとって重要な販路の一つとなっており、同時に消費者と農業者を直接繋ぐ地産地消の推進拠点となる施設です。府中特産品直売所や郷土の森観光物産館内の共同直売所の運営、個人直売所の整備・運営に係る支援、直売所マップの作成・配布などを通じて小規模経営でも活用できる販路の確保を支援し、販売農家の増加と地産地消の推進を図ります。また、生産規模の大きな農業者が効率的に出荷することのできる販路の確保方策について研究・検討します。

(2) 収益性の高い農業経営の支援

限られた農地で最大の収益を上げるため、ICTなどの先進的な技術を活用した安定的で生産性の高い栽培手法の導入や、都市の集客性を生かした観光農園の整備、消費者ニーズの高い安全・安心なエコ農産物の導入、特産化や6次産業化による農産物の付加価値を高める取組など、収益性の高い農業経営を関係機関との連携・協力により支援します。

(3) 学校給食への出荷の促進

給食センターへ食材の出荷を行う農業者で構成する給食センター出荷の会の運営支援や、出荷者と給食センターとの意見交換会の開催、作付品目・見込み収量に係る給食センターとの情報共有などを通じて、学校給食への出荷の促進を図るとともに、給食だよりや給食展などを通じて学校給食で府中産農産物が使用されていることをPRします。また、給食センター以外の保育園や高齢者施設などの公共施設における府中産農産物の使用促進について研究・検討します。

(4) 地産地消型の農業経営の推進

市内の直売所やスーパー、給食センターなど市内に農産物を出荷する農業者の生産・出荷事業を支援するとともに、市民ニーズの高い体験型農園の開設・運営を支援します。また、労働負担の軽減を図ることもできるうね売りを推進するなど、地産地消型の農業経営を推進します。

(5) 府中農業の積極的なPR活動の展開

市ホームページや広報紙、直売所マップなどを通じて都市農業の役割や直売所、旬の農産物などの情報を発信するとともに、農業まつりや農業品評会などのイベントの機会を活用して府中農業をPRするほか、市民との協働により府中農業の魅力を発掘・発信する取組を行います。また、新たなPR方法について研究・検討します。

《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物の積極的な出荷と販路の開拓 ○新たな栽培手法の導入や観光農園、エコ農産物の導入、特産化、6次産業化などの収益向上の取組 ○学校給食への出荷量の増加 ○市内の直売所やスーパー等への出荷増による市内産農産物の市民への販売増 ○直売所における消費者とのコミュニケーション ○体験型農園の開設やうね売り導入の検討 ○認定農業者の経営改善計画の実現に向けた経営努力
JAマインズ	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者と協力した農産物の販路開拓 ○直売所のぼり旗の作成などの個人直売所の経営支援 ○共同直売所やその出荷組合の運営支援 ○共同直売所における消費者との良好なコミュニケーションや運営への消費者の声の反映 ○直売所のマップの作成・配布とそのPR ○安心な農産物の提供のためのエコ農産物認証制度の推奨 ○給食センター出荷の会の出荷に係る支援 ○市との連携による認定農業者への営農支援
東京都・農業関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○農業経営力の強化に係る補助【東京都】 ○農地・農業の多面的機能に係る市民へのPR【東京都及び東京都農業会議】
市民・市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地産地消を意識した消費行動 ○府中農業の魅力の発掘や発信

4 ふれあい農業の推進

(1) 市民と農業とのふれあい活動の実施

J Aマインズ及び市内農業者団体等との連携・協力による農業まつりや、農業者の生産技術の発表の場である農業品評会などのイベントを通じて府中農業をPRする機会を提供し、市民と農業とのふれあいを推進します。

(2) 農業体験を通じた食育の推進

市内農業者を講師として種まきから収穫までの農業体験を行う、市民農業大学や親子ふれあい農園などの農業体験講座を実施します。また、小学校の学習活動として行われる農業体験や、中学校の職場体験における農業の従事体験など、小中学校における子どもたちの農業体験の機会を、学童農園の実施や学校への協力農業者の紹介等により支援するなど、農業体験を通じて食育の推進を図る取組を進めます。

(3) 体験型農園への支援

農園主から利用者が指導を受けながら通年で農産物の栽培・収穫を行う農業体験農園や、果樹の摘み取りなどの収穫体験を来客者に提供する観光農園、収穫前の状態で農産物を販売し購入者が自ら収穫するうね売り農園など、農業者の行う体験型の農園の整備や運営を支援します。

(4) 援農ボランティア活動の推進

援農ボランティア活動を希望する市民等へ受入先を紹介する取組や、各種の農業体験講座による援農ボランティアの育成、東京都の広域援農ボランティア登録・派遣制度の周知などにより、援農ボランティア活動を通じて市民が農業とふれあうことのできる環境づくりを進めます。

(5) 農業公園及び市民農園の運営

市民と農業とのふれあいの推進や都市農業のPRを目的として新たに設置した西府町農業公園において、民間活力を活用した様々な農業体験講座や収穫体験イベント等を実施するとともに、低利用農地を活用して市民の利用に供する市民農園を運営し、市民が農業とふれあうことのできる場を提供します。また、新たな農業公園の設置について研究・検討します。

《各主体に期待する役割・行動》

主体	役割・行動
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○農業まつりへの協力による市民と積極的な交流 ○農業品評会への出品による市民への府中産農産物のPR ○直売所等での市民との積極的な交流 ○農業体験講座における農業指導 ○農業体験農園及び観光農園の開設の検討 ○低利用農地の市民農園としての活用の検討 ○援農ボランティアの受入れ・育成
JAマインズ	<ul style="list-style-type: none"> ○市との共催による農業まつり及び農業品評会の開催 ○農業体験農園の運営に対する指導助言 ○市民農園の栽培講習等の運営協力
東京都・農業関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○農業品評会への審査協力【東京都・その他関係機関】 ○広域援農ボランティア登録・派遣制度の実施【東京都】
市民・市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ○各種農業体験講座や援農ボランティア等の農業とふれあう機会への積極的な参加 ○地産地消を意識した消費行動

第5章 計画の実現に向けて

1 多様な主体との連携による計画の推進

本計画を実行性のあるものとして推進していくためには、農業者、市民、関係機関及び行政など、様々な主体が有機的に連携し協力していくことが必要不可欠です。計画の推進主体である本市が庁内調整も含め様々な主体との連携・協力やネットワーク化により推進体制の構築を図りながら、計画の実現に向けた取組を進めます。

(1) 農業者や農業者団体との連携

市は、農業の担い手である農業者や農業者団体と連携・協力し、将来にわたり農地を残し府中産の安全・安心な農産物の生産・供給を継続していくことができるよう、農業経営の改善や地域と共存する農業を推進する施策を講じていきます。また、農地・農業が持つ多面的機能の発揮により地域社会に貢献していく取組を、それぞれの役割分担のもと積極的に進めていきます。

(2) J A マインズとの連携

市は、農業者や農業団体を農業経営のみならず様々な場面から支えている J A マインズと連携・協力し、それぞれの特長や特性を生かした協働や役割分担により、府中農業の振興に向けた各種の支援策や、農地・農業を活用した地域への広がりを持った取組など様々な施策を展開していきます。

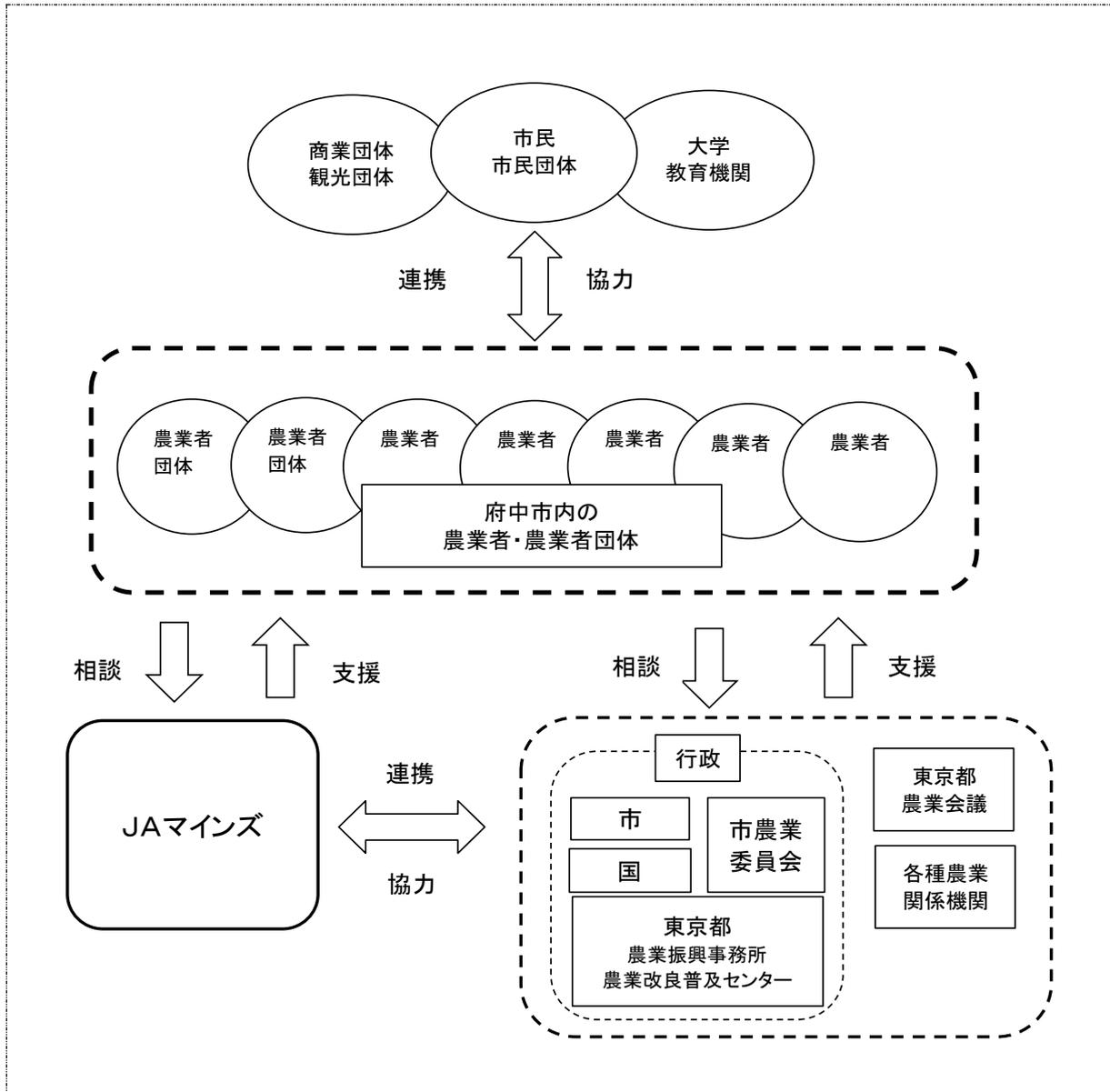
(3) 東京都や農業関係機関との連携

市は、農業に係る広域的な課題への対応や普及指導を担う東京都や、都内各自自治体の農業委員会活動を支える東京都農業会議、その他関係機関と連携・協力し、府中農業が将来にわたり継続できるよう農業振興施策の充実に努めるとともに、関係制度の改善について国等へ要望していきます。

(4) 市民の協力

市民が地域の農業の抱える課題を理解し、市内産農産物の購入や農業体験への参加、援農ボランティアの協力等の行動に表すことは、府中農業を支える大きな力となります。また、市は、より多くの市民の府中農業への興味・関心を引き出し、理解を深め、府中農業の応援団となっただけのように、市民が積極的に参画できる施策や市民と協働した施策を展開していきます。

【ネットワーク化のイメージ】



第6章 将来像を達成するための基本指標

○本計画を農業経営基盤強化促進法に基づく市の基本構想として位置付けるに当たり法の定めに基づき盛り込むべき内容等を記載した章です。(第3次計画の27頁から33頁に対応する内容です。)

○構成は以下を予定。

- 1 農家戸数と農業従事者数
- 2 農地面積
- 3 府中農業の中心となる農家戸数とその者に対する農地利用集積
- 4 労働時間と農業所得目標
- 5 農業経営の改善
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保
- 7 経営モデルの設定
- 8 その他の農業経営基盤強化促進法に関する事項